

中津川西部テクノパーク建設推進協議会 次第

平成 29 年 3 月 21 日 (木) 19:00~
坂本事務所会議室

1. あいさつ

2. 中津川西部テクノパーク建設事業の平成 29 年度事業内容について

3. その他

▶ 平成29年度事業計画（案）について



■平成29年度実施（予定）事業

①. 土地履歴調査（土壤汚染対策法）

- ・土地履歴調査は、調査対象物質の特定と土壤汚染のおそれの区分を行うもので、可能な限り過去に遡って「資料収集」し、関係者からの「聴取」、「現地確認」等の方法で実施します。

②. 地質調査（ボーリング調査）

- 地質調査（ボーリング調査）は、土地の造成や構造物が「安全に保たれるため」に行う調査です。
 - 調査は、地下を掘削してサンプルを直接観察したり、打撃による地盤の強度、変形特性や透水性等を調査します。

③ 現況測量

- ・現地の地形（土地の高低）や建物等の構造物の位置を測ります。
 - ・土地の形状変更を伴う設計をする場合に調査するもので、テクノパーク建設に向けた詳細な設計計画に用います。

④. 基本計画

- ・基本構想図より、事業計画に関する調査や関連法令などの諸条件整理・検討、関係機関との調整、事業計画スケジュールの立案と概算事業費の算出を行います。

⑤. 用地境界測量

- ・計画区域及び計画区域に隣接するすべての土地の境界確認、測量を行うものです。
 - ・今年度は、茄子川地域振興財団の所有地を中心に、その隣接地の境界確認～測量を行います。

■平成29年度実施スケジュール（予定）

中津川西部テクノパーク建設推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、中津川西部テクノパーク建設推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、中津川市総合計画及びリニアのまちづくりビジョンその他の構想に基づき、市と相互に連携し、情報を共有することによって中津川西部テクノパーク整備事業（以下「事業」という。）の円滑な推進を図り、産業の活性化、雇用の創出及び周辺地域の良好な住環境を維持することを目的とし、もって、地域のまちづくりに貢献するものとする。

(協議事項)

第3条 協議会は、地域住民と市が協働して事業を進めるため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 事業の推進及び啓発に関すること。
- (2) 事業計画及び工事に係る行政との連絡調整に関すること。
- (3) 対象区域の環境保全に関すること。
- (4) その他前条の目的の達成に必要な事項に関すること。

(対象地域)

第4条 協議会の対象地域は、坂本第6区、坂本第7区及び坂本第8区とする。

(組織)

第5条 協議会委員は、次に掲げる者又は団体より選出された者それぞれ1名で組織する。

- (1) 対象地域の区長
- (2) 対象地域毎のテクノパーク隣接者より選出された者
- (3) 対象地域毎のテクノパーク地権者より選出された者
- (4) 日影用水組合
- (5) 対象地域の農業委員
- (6) 公益財団法人茄子川地域振興財団
- (7) 坂本区長会

(役員の選出)

第6条 協議会に、最高顧問1名、会長1名、副会長2名及び書記1名を置く。

(役員の職務)

第7条 役員の職務分担は、次のとおりとする。

- (1) 最高顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べる。

- (2) 会長は、協議会を代表し、会務全般を統括する。
 - (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
 - (4) 書記は、会議記録の作成、文書の保管など庶務を統括する。
- 2 役員は、次の者をもって充てる。
- (1) 最高顧問 坂本区長会より選出された者
 - (2) 会長 坂本第7区長
 - (3) 副会長 坂本第6区長並びに公益財団法人茄子川地域振興財団
より選出された者
 - (4) 書記 坂本第8区長

(相談役)

第8条 協議会に相談役をおくことができる。

- 2 相談役は、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会長からの諮問に応じ、会務につき意見を述べる。
- 4 相談役の任期は、委嘱した会長の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、過半数の出席で開会する。

- 2 会議は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。
- 3 会議は、会長が議長となる。

(役員会)

第10条 役員会は第7条第2項に掲げる者で組織し、必要に応じて協議会委員の出席を求めることができる。

- 2 役員会は、会議に提案する事項についての事前協議・調整を行う。

(経費)

第11条 協議会は、補助金、交付金及びその他の収入によって運営する。ただし、財産（協議会名義の預貯金等をいう。）について会員は持ち分を有しない。

(設置期間)

第12条 協議会は、事業の完了した日をもって解散する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成29年3月21日から施行する。